

令和9年度いちき串木野市放課後児童健全育成事業 業務委託仕様書

1. 委託業務名

いちき串木野市放課後児童健全育成事業 業務委託

2. 委託期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

業務期間終了以降も単年度ごとに継続契約を行う場合もある。

3. 募集小学校区

生福小学校区 1 支援単位

4. 受託者が行う業務

- (1) 設備運営基準条例、関係法令等を遵守し、本市の放課後児童健全育成事業の充実に努めること。ただし、スポーツクラブや塾等を主たる目的とするものは認められない。
- (2) 施設整備・運営に当たり適合すべき基準
 - (ア) 放課後児童クラブ運営指針（こども家庭庁）
 - (イ) 放課後児童健全育成事業実施要綱（こども家庭庁）
 - (ウ) いちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - (エ) いちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- (3) 定員

1 支援単位、原則 20～40 名程度とする。ただし、施設の規模により支援単位の定員の増減を認めるが、上限を 45 名とし、下限を 10 名とする。

（参考）R8 年度 生福児童クラブ定員 25 人、登録児童数 24 人（令和8年8月1日現在）
- (4) 対象児童

市内に住所を有し、募集小学校区の小学校に在籍している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童とする。定員に空きがある場合は、近隣の小学校に在籍している児童の受け入れを可能とする。
- (5) 施設・設備について（①又は②）

①現在の実施施設

建物の名称	所在地	構造	建物の面積
生野公民館	いちき串木野市 生福 9129 番地 3	木造 かわらぶき平屋建	68.59㎡

建物を所有する自治公民館と建物使用貸借契約（使用料、経費負担等含む。）を締結していただくこと。

（参考）・建物賃借料 年間 30 万円

- ・電気使用料 月額 600 円を超える金額をクラブ負担
- ・水道料金 月額 800 円を超える金額をクラブ負担
- ・し尿汲み取り料 全額児童クラブで負担
- ・毀損の修繕 クラブで毀損したものはクラブで負担 等

②設備運営基準条例に定める下記の設備の基準を満たしていること。

(ア)放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。

(イ)専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上であること。

(ウ)専用区画並びに（ア）に規定する設備及び備品等（（エ）において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(エ)専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(6)開所日及び開所時間

(ア)開所日

原則 250 日以上

(イ)開所時間

I. 平日（小学校の授業の休業日以外の日）

原則 3 時間以上開所とする。ただし、放課後の時間帯に家庭保育を行えない家庭の児童に対して、遊びや生活の場を提供することを満たせる時間の開所であること。

II. 土曜日及び長期休業日等

原則 8 時間以上開所とする。ただし、学校休業日に家庭保育を行えない家庭の児童に対して、遊びや生活の場を提供することを満たせる時間の開所であること。

(7)開所時期

令和 9 年 4 月 1 日

(8)保険加入

児童を対象とした傷害保険や施設賠償責任保険等の必要な保険に加入すること。

(9)費用

本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

(10)保護者との信頼関係の構築

保護者との情報共有を図るとともに、意見、要望を聴く機会を設けること。

(11)学校・地域との連携

学校との情報交換・連携を密にし、学校の状況、児童の状況を常に把握するよう努めること。また、地域住民、関係機関との連携を図り、情報公開・情報共有に努めること。

(12)利用手続き等

入所申込みの受付、入所判定の決定等は、設置運営事業者が実施すること。入所の判定にあたっては、保育を必要とする児童が利用できるよう努めること。

(13)施設整備及び運営の委託料等

(ア)施設整備費

事業実施に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入費用並びに開設準備に必要な経費（礼金及び賃借料（開所前月分））について補助金の交付を受けることができる。

(i) 開設準備に必要な経費を含まない場合 1,000,000 円を上限

(ii) 開設準備に必要な経費を含む場合 1,600,000 円を上限

(イ)運営費

「いちき串木野市子ども・子育て支援交付金事業補助金交付要綱」に基づく委託料の交付を受けることができる。

(ウ)その他

本公募による委託事業は、令和9年度の予算成立を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じる事業である。ただし、予算が議決されなかった場合は本件の手続きについて停止等となる場合がある。また、契約期間中に国・県の補助基準額が変更された場合は、その変更に伴い委託料を変更することがある。

5. 設置場所の基準

- (1)原則として、募集小学校区内に設置し、できるだけ当該小学校からの距離が近いことが望ましい。ただし、送迎に不都合がなければ周辺校区に設置できるものとする。
- (2)児童が過ごす場所として周辺の環境に安全面、治安等の問題がないこと。
- (3)近隣住民との良好な関係が築けること。
- (4)災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる場所であること。
- (5)児童の送迎を行う場合は、安全に乗降できるスペースが確保されていること。

6. 実績報告

受託者は、委託業務終了後、速やかに業務完了届を提出し、実績報告を行うこと。

7. 支払条件等

委託料の支払いについては、実績に基づいて支払うこととする。ただし、本市と協議のうえ、委託契約に基づき概算前金支払をすることができるものとし、年度末において実績により精算するものとする。

8. 問い合わせ先及び提出先

〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通 133 番地 1
いちき串木野市子どもみらい課子育て支援係
電 話：0996-33-5618（直通） F A X：0996-32-3124
E-mail：kodomol@city.ichikikushikino.lg.jp

9. その他

(1) 疑義が生じた場合等の協議

仕様書の解釈について疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事由が生じた場合、市と受託者は誠意をもって協議するものとする。災害やその他の不可抗力等、市及び受注者双方の責めに帰す事ができない事由により事業の継続が困難になった場合は、事業の可否について協議するものとする。

(2) 受託者の取消し等

受託者により業務を継続することが適当でないと認めるときは、委託を取り消し又は一部の停止を命じることができる。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するとともに取り消した場合は、次期受注者が円滑に業務を遂行できるよう引き継ぎを行うものとする。

(3) 個人情報保護

業務を実施する中で入手した個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法等の法令を遵守すること。